

町職員の給与などを公表します

最上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年最上町条例第20号)第5条の規定に基づき、平成19年度における最上町の人事行政の運営等の状況について公表します。

平成20年12月8日

最上町長 高橋重美

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の定数と現在の職員数 (各年4月1日現在)

職員定数	平成20年の職員数	平成19年の職員数	平成18年の職員数
235人	194人	199人	201人

(注)職員数は、町長、副町長及び教育長を除いた数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成19年		
一般行政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	27	27	0	
	税 務	8	8	0	
	農林水産	15	18	- 3	欠員の不補充、事業量減
	商 工	8	8	0	
	土 木	8	8	0	
	民 生	19	20	- 1	欠員の不補充
	衛 生	6	6	0	
	小 計	93	97	- 4	
特別行政 部 門	教 育	30	33	- 3	欠員の不補充
	小 計	30	33	- 3	
公営企業 等 部 門	病 院	56	54	+ 2	療養型サービスの充実
	介護老人施設	1	1	0	
	水 道	3	3	0	
	下 水 道	2	2	0	事業量減に伴う減員
	国民健康保険	4	4	0	
	介 護 保 険	5	5	0	
	小 計	71	69	+ 2	
合 計		194	199	- 5	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

(3) 年齢別職員数の状況

年齢別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	10代	20代	30代	40代	50代	合計
男性	0人	7人	18人	27人	53人	105人
女性	1人	5人	26人	21人	36人	89人
合計	1人	12人	44人	48人	89人	194人

(注) 職員数は、町長、副町長及び教育長を除いた数です。

(4) 採用者の数（平成20年度 職種別採用者の数）

一般事務職	保育士職	看護保健職	教育職
2人	2人	1人	1人

(5) 退職者の数（平成19年度 事由別退職者の数）

	定年	勸奨	自己都合	その他	計
一般事務職	6人	1人	2人	0人	9人
保育士職	1人	0人	0人	0人	1人
看護保健職	0人	1人	0人	0人	1人
教育職	1人	0人	0人	1人	2人

(6) 再任用の状況（平成20年度）

	常時勤務	短時間勤務
一般事務職	0人	0人
保育士職	0人	0人
技能労務職	0人	0人
医師職	0人	0人
医療技術職	0人	0人
看護保健職	0人	0人
教育職	0人	0人

(7) 身体障害者の任用状況

法定雇用率	平成20年度	平成19年度	平成18年度
2.1%	2.15%	1.03%	0.98%

(8) 採用試験の実施状況（平成19年度）

	受験者	最終合格者	倍率
一般事務職	27人	2人	7.4%
	13人	1人	
保育士職	16人	2人	12.5%
	16人	2人	
看護保健職	1人	1人	100.0%
	1人	1人	

(注) 下段の人数は、女性の内数。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成19年度 普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成20年3月31日現在)	歳出額(A) (千円)	人件費(B) (千円)	人件費率 (B/A)
平成19年度	10,589人	5,006,061	1,236,291	24.7%

(平成19年度 病院事業会計決算)

区 分	歳出額(A) (千円)	人件費(B) (千円)	人件費率 (B/A)
平成19年度	1,021,256	543,997	53.3%

(注) 普通会計とは、全体から国民健康保険事業、水道事業、下水道事業、介護保険事業、最上病院事業等特別会計を除いたものです。

人件費には、町長、副町長、教育長、議会議員などに支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況

(平成20年度 一般会計当初予算)

(単位:千円)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり の給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉 手当	計 (B)	
平成20年度	128人	542,779	64,620	227,122	834,521	6,520

(平成20年度 病院事業会計当初予算)

(単位:千円)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり の給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉 手当	計 (B)	
平成20年度	54人	220,955	71,437	89,774	382,166	7,077

(注) 職員数には、町長、副町長、教育長を含みません。

職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	町職員	358,200円	382,500円	47歳 3月
	県職員	361,300円	424,300円	43歳 4月
技能労務職	町職員	339,400円	365,700円	49歳 3月
	県職員	324,200円	361,700円	42歳 2月
看護保健職	町職員	338,000円	375,500円	44歳 0月
医療技術職	町職員	281,900円	304,900円	36歳 8月

(注) 平均給与月額は、平成19年4月分の給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く。)の合計を平成18年4月の職員数で除したものです。

県の資料と比較するため、基準日を平成19年4月1日とした。

(4) 職員の初任給・経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	161,600円	248,400円	297,900円	332,700円
	高校卒	140,100円	222,000円	268,200円	304,700円
技能労務職	高校卒	133,100円	197,000円	237,900円	286,200円
看護保健職	短大2卒	180,500円	252,800円	288,900円	322,900円
	短大3卒	188,900円	258,200円	295,100円	327,900円
医療技術職	短大2卒	152,600円	230,300円	273,700円	311,700円
	大学卒	178,200円	266,600円	306,200円	338,500円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務内容	主事	主任	係長 主査 主任	係長 主査	課長補佐 冠主査	課 長	-
職員数	10人	5人	21人	27人	18人	11人	92人
構成比	10.9%	5.4%	22.8%	29.3%	19.6%	12.0%	100%

(注) 最上町職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 職員手当の状況 (平成20年4月1日現在)

期末勤勉手当・退職手当

区 分		最上町		国	
期末勤勉手当	項 目	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月	0.75月	同 左	
	12月期	1.6月	0.75月		
	計	3.0月	1.50月		
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有			
区 分		最上町		国	
退職手当	項 目	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	同 左	
	勤続25年	33.5月分	41.34月分		
	勤続35年	47.5月分	59.28月分		
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置 一年につき2%加算			
	1人当たり平均支給額	21,585千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度(H19)に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

扶養手当・住居手当・通勤手当

区分	最上町	国
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養者1人当り 配偶者扶養を有する場合 6,500円 配偶者がいない場合 1人目 11,000円 " 2人目以降 6,500円 配偶者非扶養の場合 6,500円 特定期間(子が高校生・大学生)の加算 5,000円	最上町と同じ
住居手当	持家者 3,000円 借家・借間居住者12,000円を超える家賃の額に応じて支給最高 27,000円	持家者 2,500円
通勤手当	交通機関利用者運賃相当額の範囲内で支給 自動車等利用者 片道2Km以上から通勤距離に応じて支給 (2,500円から30,000円)	通勤距離別の支給額が一部異なる

調整手当・特殊勤務手当

調整手当 (19年度決算)	支給率	0%
	支給対象職員数	0人
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	0円

特殊勤務手当 〔19年度病院会計 決算〕	区分	医師職・看護師職
	職員全体に占める手当支給職員の割合	71.1%
	支給職員1人当たり平均支給年額	738千円
	代表的な手当の名称	医師手当・深夜看護手当

(注) 一般行政職、技能労務職員については支給実績はありません。
平均支給月額は、平成19年度決算額を支給職員数で除したものです。

時間外手当

時間外勤務手当 (19年度普通会計決算)	支給総額	22,814千円
	職員1人当たり支給年額	173千円

時間外勤務手当 (19年度病院会計決算)	支給総額	6,999千円
	職員1人当たり支給年額	143千円

(7) 特別職等の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区分		報酬月額等		期末手当
		減額前	減額後	
特別職給料	町長	820,000円	656,000円	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分
	副町長	620,000円	558,000円	
	教育長	575,000円	547,000円	
議員報酬	議長	316,000円		
	副議長	253,000円		
	議員	233,000円		

(注) 町長20%、副町長10%、教育長5%を、給料から減額しています。
期末手当については、減額前の給料(報酬)月額に、町長、副町長、教育長、議員とも加算率(1.40)を乗じて得た額に、上記支給率を乗じてた額が支給されます。

(8)ラスパイルス指数の状況

平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年
94.1	92.8	91.9	92.1	94.4

(注) ラスパイルス指数とは、国家公務員の俸給を100として見た場合に、最上町の給与水準を示す指数です。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要 (平成19年4月1日現在)

職員の勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分までの1日8時間、週40時間です。8時間のうち45分の休憩時間及び30分(15分が2回)の休息時間があります。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成19年の平均取得日数	平成18年の平均取得日数
11.2日	11.1日

(3) 特別休暇の概要

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

主な休暇	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
選挙権、公民権の行使のための休暇	必要と認められる期間
証人として出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年度につき5日以内の期間
結婚休暇	連続する5日間
生理休暇	必要と認められる期間
産前休暇	8週間
産後休暇	8週間
産前の時差通勤休暇	勤務時間の始めと終わりにおいて、1日を通じて1時間以内の必要と認められる時間
産前産後の健診休暇	母子健康法規定に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合に、1日の範囲内において、必要と認められる時間
育児時間	1日につき2回それぞれ30分以内
妻の出産に係る休暇	2日間以内の期間
子の看護のための休暇	1年度に5日の範囲内の期間
忌引休暇	親族の区分により1日から10日までの期間
父母の法要のための休暇	1日
夏季休暇	1年に3日
災害等による出勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間
災害等による退勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間

(4) 職員の育児休業制度の概要と取得状況 (平成19年度)

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

区 分	取 得 者 数		
	男性	女性	計
育児休業	0人	1人	1人
部分休業	0人	0人	0人

(5) 介護休暇制度の概要と取得状況 (平成19年度)

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

区 分	取 得 者 数		
	男性	女性	計
介護休暇	1人	1人	2人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分者 合計 1人 (平成19年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	1人	0人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	0人	1人

懲戒処分者 合計 0人 (平成19年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	計
一般服務違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公金公用物等取扱関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公務外非行関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
交通事故・交通法規違反関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

5 職員のサービスの状況

(1) 服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況 (平成19年度)

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体役員その他の地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
上記に掲げるものを除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	0件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修方針・体系の概要と実施状況

ア 最上町職員研修方針

「最上町人材育成基本方針」に掲げる「社会情勢や時代潮流の変化に対応して職務を的確に処理していく」職員の実現を目指し、以下のような職員の育成に努めることを研修の基本方針とします。

- ・町民がまちづくりの主体であるとの意識を持った職員
- ・町民に公正、公平、誠実に対応し、信頼される職員
- ・広い視野と先見性を持った職員
- ・自らの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員

イ 最上町職員研修の体系と実施状況

自主研修

自主研修とは、職員が自らの意思に基づいて個別的又は集団的に行う研修で、自己の目標に向けて能力開発を目指して、自ら学習目標や計画等を樹立し、その過程や成果を評価する一連の活動であり、研修の基本です。

職場研修

職場研修とは、職場において日常の職務を通して行われる研修で、部下の能力開発のために職場の上司や先輩がそれぞれの仕事の内容に応じて計画的かつ継続的に部下や後輩を指導し教育するものです。

職場外研修

職場外研修とは、職場から離れて直接の上司以外の者によって行われる研修で、研修目標を共通にした多数の職員を対象に実施される研修です。

区 分		受講者数 (平成19年度)
市町村職員研修所等 における一般研修	基本研修	8人
	専門研修	14人

(2) 職員の勤務成績の評定制度の概要

A 昇給の場合

各職員ごとの昇給期(1月1日)に、所属長が、原則として各職員の1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

B 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (平成19年度)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	18人
定期健康診断	183人

(2) 職員互助会の共済給付事業 (平成19年度)

給付事業の種類	給付の内容	受給者数
死亡弔慰金	会員死亡 200,000円 配偶者死亡 100,000円 一親等の親族 30,000円 埋葬料 最低 100,000円	7人
結婚祝金	会員が結婚したとき 50,000円	2人
出産祝金	会員が出産したとき 20,000円 被扶養者である配偶者が出産したとき 10,000円 ・妊産婦検査費用助成金 20,000円 ・出産費附加金 20,000円 ・出産費 一児毎に定額 350,000円	4人
入院見舞金	会員又は配偶者、同居する父母、同居する18歳以下の子供が入院したとき ・入院期間(10日~29日) 10,000円 ・入院期間(30日~59日) 20,000円 ・入院期間(60日以上) 30,000円	23人
入学祝金	小学校入学時 10,000円	9人

(3) 公務災害補償の状況 (平成19年度)

	傷病	死亡
通勤災害	0人	0人
公務上の災害	2人	0人

(4) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

	平成19年度
措置要求件数	0件

(5) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

	平成19年度
不服申立件数	0件

問合せ 最上町役場総務課庶務係 0233 (43) 2111 内線251